

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年 4 月 5 日

【会社名】 三京化成株式会社

【英訳名】 SANKYO KASEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 川 和 夫

【本店の所在の場所】 大阪府中央区北久宝寺町一丁目 9 番 8 号

【電話番号】 (06)6262 2881 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 大 槻 一 博

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区北久宝寺町一丁目 9 番 8 号

【電話番号】 (06)6271 1881 (直通)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 大 槻 一 博

【縦覧に供する場所】 三京化成株式会社東京支社
(東京都中央区新川一丁目23番 5 号(SHINKAWA EAST))
三京化成株式会社浜松支店
(浜松市中区佐藤一丁目40番21号)
三京化成株式会社名古屋支店
(名古屋市中区丸の内三丁目22番24号(名古屋桜通ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 三京化成株式会社浜松支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

当社は、2023年4月4日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年4月4日

(2) 決議事項の内容

< 株主提案 >

第1号議案 小川和夫氏を取締役から解任する件

取締役小川和夫氏を解任する。

第2号議案 政策保有目的で保有する株式の売却に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有目的で保有する株式の売却

(保有株式の売却)

第40条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、第98期第2四半期(2023年9月30日)までに、対純資産比率が少なくとも10%以下となるよう速やかに売却するものとする。

第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)廃止の件

2020年6月25日開催の当社第94期定時株主総会において継続が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を廃止する。

第4号議案 定款第35条の削除の件

現行の定款の以下の条文を削除する。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議によって定める。

第5号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

第97期(2023年3月期)の会社年間配当金予想である普通株式1株当たり配当金額85円に加えて、年間の1株当たり配当額が180円になるように、1株あたり95円を配当する。本議案に従って支払われる配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、本臨時株主総会の基準日時点での配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

本臨時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

第6号議案 自己株式取得の件

会社法156条第1項の規定に基づき、本臨時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数156,000株、取得価額の総資金600百万円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。但し、第2号議案が可決された場合は、株式総数468,000株、取得価額の総資金1,800百万円を限度とすることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合 (%)
第1号議案	3,440	6,875	0	(注)1	否決 32.6
第2号議案	3,436	6,879	0	(注)2	否決 32.6
第3号議案	3,440	6,875	0	(注)1	否決 32.6
第4号議案	3,445	6,870	0	(注)2	否決 32.6
第5号議案					(注)3
第6号議案					(注)3

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 第5号議案及び第6号議案は、第4号議案の可決を条件とするものであったところ、第4号議案が否決されたため、決議されておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。